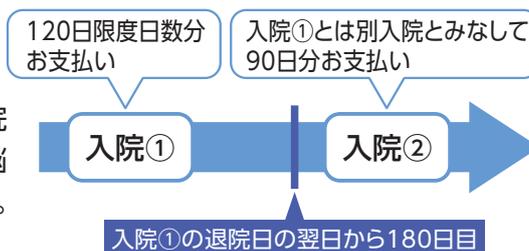




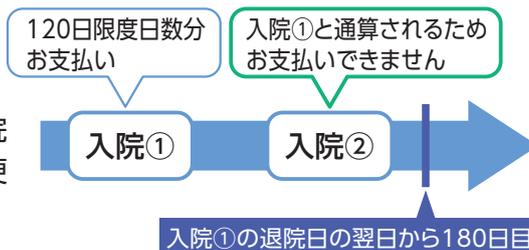
お支払いする場合

- 脳梗塞^{のうこうそく}で130日入院(入院①)、退院日の翌日から180日経過後に再度脳梗塞で90日入院(入院②)したケース。



お支払いできない場合

- 脳梗塞^{のうこうそく}で130日入院(入院①)、退院日の翌日から180日以内に再度脳梗塞で入院(入院②)したケース。



解説

- 同一の疾病(医学上重要な関係があると認められる場合を含みます(※1))を直接の原因として入院給付金の支払事由(お支払いする要件)に該当する入院を2回以上された場合は、原則1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった、前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始された入院は、新たな入院とみなします。
- 入院給付金は、入院日数が「1回の入院の支払限度日数」かつ「通算した支払限度日数」以内の場合にお支払いします。



- ・入院治療給付金については支払限度金額を定めており、1回の入院につき、I型は30万円、II型は60万円、III型は90万円、通算して600万円までです。同一疾病の場合(医学上重要な関係があると認められる場合も含みます(※1))、1回の入院とみなす取扱いについては、入院給付金と同様です。
- ・入院時支援給付金については1回の入院についてのお支払回数の限度を定めております。また、入院給付金と異なり、入院の原因にかかわらず、支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、原則1回の入院とみなします。ただし、最初の入院の退院日の翌日から30日経過後に開始された入院は、新たな入院とみなします。

- 入院給付金は、病気やケガの「治療を目的とした入院であること」がお支払いの要件の一つです。健康診断や人間ドック・検査などのための入院は、お支払いできません。ただし、病名診断のための検査など治療に先立つ検査のための入院は、治療を目的とする入院に含めて扱い、入院給付金をお支払いします。
- 特約(※2)によっては、入院の原因により、お支払いできない場合や、お支払いする給付金額が異なる場合があります。



1回の入院および通算の支払限度日数はご契約の時期や内容により異なります。

(※1)「医学上重要な関係」とは、病名が違っていても、医学上特に関連があるとされる一連の病気を指します。例えば、以下の場合などをいいます。

- ・高血圧とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患の場合
- ・胆石症とそれに起因する胆のう炎あるいは胆管炎の場合
- ・高尿酸血症とそれに起因する痛風の場合

(※2)女性医療特約、入院保障特約(C)など